

自治体独自の医療費助成への減額調整措置廃止を求める  
意見書

「子どもの医療費無料化制度」は、全国全ての自治体で独自に実施されています。少子化の中で、子育て世代の方が一番要求している経済的負担の軽減において大変効果のある制度として実施自治体でも年々制度を拡充しています。

「障がい者医療費助成制度」、「ひとり親家庭医療費助成制度」も実施されています。子育て世代にとっての経済的負担軽減の重要性はもちろんですが、障がい者世帯やひとり親家庭も経済的に厳しい生活を送っており、経済的な負担軽減が極めて重要です。

これは、自治体が独自に利用者の立場で、費用負担の心配なく安心して医療が受けられるようにと実施している制度です。しかし、国は、自治体独自の子ども医療費無料化・障がい者医療費助成・ひとり親家庭医療費助成について、国民健康保険会計への国庫負担金を減額するという措置を課しています。

この減額調整措置によって、それぞれの医療費補助を受ける方が必要な医療を受けられない状況になるとともに、厳しい状況にある国民健康保険財政の矛盾を深める要因ともなっています。

よって、子育て世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯への必要な医療を保障するため、また、国民健康保険財政の適切な運営のためにも、各医療費補助に対する国庫負担減額調整措置を廃止することを強く求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年 9 月 29 日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三 殿  
財 務 大 臣 麻 生 太 郎 殿  
厚生労働大臣 塩 崎 恭 久 殿

愛知県丹羽郡扶桑町議会